

慢性疾患等を有し定期受診を必要とする皆さんへ

### 新型コロナウイルス感染症に係る電話等による診療や処方箋の取扱いについて

今般、標記の件につきまして、厚生労働省より通知が発出されましたので、以下にご連絡いたします。

慢性疾患等を有する定期受診患者の皆さんについては、  
新型コロナウイルス感染症の感染源と接する機会を少なくするため、  
原則として、長期投与によってなるべく受診間隔を空けるよう努めることをお願いします。

しかし、慢性疾患等の医薬品が必要になった場合に、今回につき以下の対応が可能となりました。

#### 医療機関（診察・処方）

- 患者がかかりつけの医師に電話等で相談。
- 医師が電話・情報通信機器で診察（医師の判断で実施）。

①医師は、患者の同意のもと、医薬品（これまで処方されていた慢性疾患治療薬等）の**処方箋を FAX 等で患者が希望する薬局に送付**（医師の判断で実施）。

または、

②医師は、患者が希望する場合には、**患者自身が処方箋を FAX 等で希望する薬局に送付**（医師の判断で実施）。

※①の取り扱いを原則とし、②も可能ということですが、いずれの場合においても、医療機関は処方箋を保管し、後日、薬局に処方箋を送付するか、患者が医療機関を受診した際に手渡し、薬局に持参するようにさせることが必要となります。

※今回の上記取扱いは新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いです。  
また、今回の上記取扱いが適用されるのは再診のみで、初診の場合は適用されません。

#### 薬局（調剤）

- 薬局は、その処方箋情報に基づき調剤。
- ※患者から FAX で処方箋情報の送付を受けた場合は、処方元の医療機関に内容を確認（薬局が医療機関から直接処方箋情報の FAX を受けた場合は、確認は不要）。
- 薬局は、患者と相談の上、**薬剤の品質の保持や、確実な授与がなされる方法（宅配便等）で渡し、患者は服薬指導を電話や情報通信機器で受けることができます。**
- 薬局は、調剤後も必要に応じ電話や情報通信機器で服薬指導等を実施します。

以上の取扱いが可能になっており、医療機関や薬局に周知されておりますので、まずはかかりつけの医師や薬剤師・薬局にご相談・ご確認ください。